

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

福利厚生費課税案は見送りに

Q：平成10年度の税制改正に向けて議論されていた「福利厚生費の課税案」は、今回の改正では見送りになったと聞きました。

その他、見送りになった項目があれば教えてください。

A：福利厚生費、寄付金、生命保険・損害保険料控除の改正等が見送られています。

【解説】

11月始めに大蔵省がまとめた法人関係資料において、「企業の福利厚生費支出は、従業員1人当たり年50万円を超える部分の金額を損金の額に算入しない」とする案が盛り込まれていましたが、経団連が大蔵省案に対し明確に反対の姿勢を示しており、最後まで調整が難航した模様で、10年度改正における実現は見送られています。

ただ、自民党の税制改正大綱は、見送りした検討事項について、「法人税の課税ベースについては、長期金融商品、受取配当、寄付金、福利厚生費、国際課税、金融派生商品等について、引き続き検討する」とされており、来年度以降で実現の可能性もあります。

また、生損保控除、老人マル優、年金課税、連結納税、定期借地権住宅にかかる底地の相続税評価等も検討事項として挙げられています。

